

市の医療保険制度を利用の皆さんへ 資格証明書等更新のご案内

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)



国民健康保険の加入者へ

8月
から

国民健康保険の「資格確認書」と 「資格情報のお知らせ」が更新されます

70歳未満の人の「資格情報のお知らせ」には有効期限がありません。
現在お持ちの人は引き続き利用ください。



▲資格確認書



▲資格情報のお知らせ

70歳以上の人

70歳未満の人

マイナ保険証を…	70歳以上の人		70歳未満の人	
	持っていない ↓	持っている ↓	持っていない ↓	持っている ↓
7月下旬に 送付されるのは…	資格確認書	資格情報のお知らせ	資格確認書	資格情報のお知らせ
8月以降に 医療機関を 受診する際に 持って行くのは…	資格確認書	マイナ保険証 ※	資格確認書	マイナ保険証 ※

現在お持ちの人には、
新たに送付しません。
引き続き利用ください。

※マイナ保険証が利用できない医療機関などでは、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をお持ちください。

・以下の①～③の証明書類をお持ちの人は、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」とは別に送付します。併せてお使いください。

①限度額適用認定証、②限度額適用・標準負担額減額認定証、③特定疾病療養受療証

・マイナ保険証を利用中の人には、限度額証の送付は行いません。限度額は医療機関またはマイナポータルで確認できます。



国民年金の保険料でお困りの人へ 免除申請を受け付けています

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、前年の所得に応じて、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

TOPICS!

■手続き窓口

掛川年金事務所または市民課国保年金係

■免除・猶予対象期間

令和8年7月分～令和9年6月分

※最大で2年1カ月前の分までさかのぼって
免除の手続きをすることができます。

■問い合わせ

掛川年金事務所国民年金課

(☎21-5524 自動音声②→②)

市民課国保年金係(☎35-0915)